

# 告 発 状

平成 18 年 12 月 5 日

東京地方検察庁 特別捜査部 御中

東京都港区赤坂 2 丁目 14 番 32 号

赤坂 2・14 プラザビル

三井法律事務所

電 話 03-3224-0020

F A X 03-3224-0030

告発人ら 533 名代理人

弁護士 大 塚 和 成

同 熊 谷 真 喜

同 西 岡 祐 介

当事者の表示

別紙当事者目録記載のとおり。

## 第1 告発の趣旨

被告発人らの下記所為は、特別背任罪（旧商法 486 条 1 項、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 527 条）に該当するので、被告発人らの厳重な処罰を求める。

## 第2 告発事実

被告発人中嶋章義は、平成 16 年 3 月 30 日から現在に至るまで、東京都港区海岸三丁目 20 番 20 号に本店を置くカネボウ株式会社（以下「カネボウ」という。）の取締役として、被告発人小森哲郎は、平成 18 年 2 月 16 日から現在に至るまで、カネボウの取締役兼代表執行役として、被告発人林竜也、被告発人橋田尚彦及び被告発人竹井友二は、平成 18 年 2 月 16 日から現在に至るまで、カネボウの取締役として、いずれもカネボウの事業再編に係る業務を担当するものであるが、被告発人らは、同社取締役として、①カネボウホームプロダクツ株式会社（以下「カネボウホームプロダクツ」という。）に対する事業譲渡対価 233 億 8000 万円、②カネボウ製薬株式会社（以下「カネボウ製薬」という。）に対する事業譲渡対価 120 億 1000 万円、③カネボウ・トリニティ・ホールディングス株式会社（以下「カネボウ・トリニティ・ホールディングス」という。）に対するコーポレートスタッフ部門譲渡対価等合計 88 億 2451 万 1000 円、④カネボウフーズ株式会社（以下「カネボウフーズ」という。）に対する知的財産権譲渡対価等合計 9 億 5016 万 8000 円について、各譲渡代金を回収すべき任務を有していたのに、その任務に背き、共謀の上、アドバンテッジパートナーズ有限責任事業組合、(株)MKS パートナーズ及びユニゾン・キャピタル(株)から成るいわゆるファンド連合の利益を図り又はカネボウに損害を加える目的で、平成 18 年 4 月 27 日、同社の取締役会において、トリニティ・インベストメント株式会社（以下「トリニティ・インベストメント」という。）に支払い能力がないことを知りながら、上記①ないし④に係る営業譲渡等代金債権（合計金 451 億 7468 万 7000 円）について、トリニティ・インベストメントがカネボウホームプロダクツら上記 4 社から平成 18 年 5 月 1

日を効力発生日として免責的債務引受けを行うことを承認し、もって、上記債権中の425億4600万円を回収不能ならしめてカネボウに同金額の財産上の損害を加えたものである。

### 第3 告発の事情

#### 1 関係当事者

- (1) 告発人ら(533名)は、いずれもカネボウ株式を保有する一般投資家であり、その中心はカネボウ株主517名で組織されるカネボウ個人株主の権利を守る会(代表幹事：山口三尊)の会員である。
- (2) 被告発人中嶋章義は、カネボウの取締役であるが、平成18年5月からは、カネボウ・トリニティ・ホールディングスの代表取締役会長執行役員、カネボウホームプロダクツの代表取締役、カネボウ製菓の代表取締役及びカネボウフーズの代表取締役も兼任している(甲1-1：カネボウ履歴事項全部証明書、甲1-2：カネボウ第89期有価証券報告書抜粋〔5.役員 of の状況〕、甲2：カネボウ・トリニティ・ホールディングス履歴事項全部証明書、甲3：カネボウホームプロダクツ履歴事項全部証明書、甲4：カネボウ製菓履歴事項全部証明書、甲5：カネボウフーズ履歴事項全部証明書)。
- (3) 被告発人小森哲郎は、カネボウの取締役であるが、平成18年5月からは、カネボウ・トリニティ・ホールディングスの代表取締役CEO社長執行役員、カネボウホームプロダクツの代表取締役、カネボウ製菓の代表取締役及びカネボウフーズの代表取締役も兼任している(甲1-1～5)。また、平成16年6月の時点では、カネボウ・トリニティ・ホールディングスに出資しているファンドの運営を行うユニゾン・キャピタル株式会社のマネジメントアドバイザーを務めていた(甲1-2)。

- (4) 被告発人林竜也は、カネボウの取締役であるが、現在、ユニゾン・キャピタル株式会社の取締役を兼任している（甲 1-1：カネボウ履歴事項全部証明書、6：ユニゾン・キャピタル株式会社履歴事項全部証明書）。
- (5) 被告発人橋田尚彦は、カネボウの取締役であるが、平成 18 年 5 月からは、カネボウ・トリニティ・ホールディングスの取締役、トリニティ・インベストメントの取締役、カネボウホームプロダクツの取締役、カネボウ製菓の取締役及びカネボウフーズの取締役も兼任している。また、現在、カネボウ・トリニティ・ホールディングスに出資しているファンドの運営を行う株式会社 MKS パートナーズの取締役を兼任している（甲 1-1～5,7：トリニティ・インベストメント閉鎖事項全部証明書、甲 8：株式会社 MKS パートナーズ履歴事項全部証明書）。
- (6) 被告発人竹井友二は、カネボウの取締役であるが、カネボウ・トリニティ・ホールディングスに出資しているファンドの運営を行う株式会社アドバンテッジパートナーズのパートナーを兼任している（甲 1-1,1-2）。
- (7) カネボウは、平成 18 年 4 月末日までは、一般日用品雑貨、医薬品、食品などの製造、加工及び販売事業を営んでいたが、主要事業をすべてカネボウ・トリニティ・ホールディングス、カネボウホームプロダクツ、カネボウ製菓に譲渡した後は、何ら実質的な業務を行っておらず、現在の従業員はわずか 3 名である（甲 9：平成 18 年 4 月 14 日付プレスリリース〔6 枚目〕）。
- (8) トリニティ・インベストメントは、東京都港区海岸三丁目 20 番 20 号に本店を置く株式会社であり、カネボウの議決権の大多数を保有する純粋持株会社である（甲 7）。
- (9) カネボウ・トリニティ・ホールディングスは、東京都港区海岸三丁目 20 番 20 号に本店を置く株式会社であり、トリニティ・インベストメントの株式の 100%を保有する純粋持株会社である（甲 2）。

(10) カネボウホームプロダクツは、東京都港区海岸三丁目 20 番 20 号に本店を置く株式会社であり、カネボウよりホームプロダクツ事業を譲り受けて、現在はボディソープ、シャンプー、コンディショナー、基礎化粧品などの日用品、化粧品の製造及び販売を業としている（甲 3）。

(11) カネボウ製薬は、東京都港区海岸三丁目 20 番 20 号に本店を置く株式会社であり、カネボウより薬品事業を譲り受けて、現在は漢方薬を中心とした医療法医薬品と一般用医薬品の製造及び販売を業としている（甲 4）。

(12) カネボウフーズは、東京都港区海岸三丁目 20 番 20 号に本店を置く株式会社であり、カネボウより食品事業を譲り受けて、現在は各種菓子、飲料、調味料等の食品の製造、加工及び販売を業としている（甲 5）。

以上の関係当事者間の本件告発事実に係る免責的債務引受けの前後における資本関係については、添付図 1（営業譲渡前の関係図）、添付図 2（営業譲渡後の関係図）及び添付図 3（免責的債務引受け一本件犯罪行為後の関係図）を参照されたい。

## 2 実行行為に至る前までの経緯

被告発人が、本件特別背任行為（実行行為）を行うに至るまでの経緯は、次の通りである。

### 【本件特別背任行為に至るまでの経緯】

日付	主な出来事
16.3.10	<u>産業再生機構支援決定</u>
5.31	産業再生機構が、3月10日付支援決定を撤回した上で、新たな支援決定

10.1	<p><b><u>株主責任の履行</u></b></p> <p>既存株主～99.7%減資・10株を1株にする株式併合</p> <p>債権者～995億円の債権放棄</p> <p>三井住友銀行（メイン）～第三者割当増資</p> <p>：A種株175億円，B種株150億円</p> <p>産業再生機構～第三者割当増資</p> <p>：C種株200億円（うち、100億円はDES）</p>
10.13	<p><b><u>過年度における粉飾決算及びこれに伴う決算修正発表</u></b></p>
17.5.12	<p><b><u>東証が上場廃止を決定</u></b></p>
6.10	<p>上場最終日（6月13日（月））に上場廃止</p>
7.29	<p>カネボウ化粧品に対して第三者割増資の実行</p> <p>：C種株（200億円）</p>
12.16	<p><b><u>産業再生機構が、支援終了を公表</u></b></p> <p>産業再生機構及びカネボウ化粧品が保有するC種株は、トリニティ・インベストメントに売却されることが決定</p>
18.1.31	<p>産業再生機構が、トリニティ・インベストメントに、保有株式（C種株式）全ての売却を実行</p>
2.21	<p>カネボウ化粧品が、トリニティ・インベストメントに、保有株式（C種株式）全ての売却を実行。これにより、トリニティ・インベストメントは、69.30%に相当する株式を保有</p>
2.22	<p><b><u>トリニティ・インベストメントによる本件公開買付けの開始</u></b></p> <p>：買付価格 162円</p> <p>：算定根拠 DCF法や市場株価基準法を用いる</p> <p>※ 上記内容については公開買付届出書に記載あり。</p> <p>カネボウ取締役会賛同表明</p>
2.26	<p><b><u>ファンド連合出身の取締役が就任</u></b></p> <p>臨時株主総会により、以下の取締役が選任</p>

	<p>中嶋章義（留任）</p> <p>小森哲朗（ユニゾン・マネージメントアドバイザー）</p> <p>竹井友二（アドバンテッジ・パートナー）</p> <p>橋田尚彦（MKS・パートナー）</p> <p>林 竜也（ユニゾン・パートナー）</p>
3.17	<p>トリニティ・インベストメントによる本件公開買付けに関する訂正公告</p> <p>：最終的な買付け価格の決定にあたっては、市場株価基準法による評価額を勘案していません。</p>
3.29	<p>トリニティ・インベストメントが、本件公開買付けの結果、議決権株式の 82.95%を保有するに至ったと公表</p>
4.14	<p><b>本件営業譲渡等</b></p> <p>カネボウ主要 3 事業等について、営業譲渡等契約締結</p>
4.27	<p><b><u>本件免責的債務引受けの承認－実行行為</u></b></p> <p>カネボウ取締役会が、トリニティ・インベストメントが本件営業譲渡等代金を免責的債務引受けすること等について承認する決議を行う</p>
5.1	<p>本件営業譲渡等が実行され、カネボウは、継続性の前提を欠く抜け殻会社となる</p>
2	<p>カネボウより、反対株主の株式買取請求権の対価として、株主に対し、再び、162 円が提示される</p>

- (1) ファンド連合は、平成 17 年 12 月 16 日、カネボウの支配株式(議決権割合 69.30%)を産業再生機構から相対取引により買収することを公表した(一段階目の買収)<sup>1</sup>。
- (2) 一段階目の買収で、少数株主に一株当たりの価格を知られることなく絶対多数の支配株式を手にしたファンド連合は、全体としてのカネボウ買収コストを下げるため、少数株主から残りの株式を低廉な価格で買い付けようとし、強圧的な手法を用いて二段階目の買収を実施した。すなわち、ファンド連合は、平成 18 年 2 月 22 日、価格の理由を示さないまま 162 円という極めて低廉な価格(上場廃止時の株価の 2 分の 1 以下)で公開買付けを開始した。この際、ファンド連合は、公開買付届出書に、「この公開買付けに応じないと、今後、株式価値が「同額になる保証はありません。」との強圧的な言辞を記載して、一般株主に公開買付けへの応募を迫った(強圧的な二段階買収)。

しかし、かかる手法が一般株主の反発を招き、本件公開買付けによっても、ファンド連合は、82.95%の株式までしか、買い集めることができなかった<sup>2</sup>。

- (3) そこで、ファンド連合の意を受けた被告発人らは、平成 18 年 4 月 14 日、カネボウ取締役会において、カネボウの主たる収益源であるホームプロダクツ事業、薬品事業及び食品事業等(以下「主要 3 事業等」という。)を、ファンド連合が別に支配する受け皿会社に譲渡(以下、「本件営業譲渡等」という。)することを決議し

<sup>1</sup> この際、公開買付けは実施されなかった。これにより、ファンド連合は、少数株主に一株あたりの買収コストを知られることなく、絶対多数(3分の2以上)のカネボウ株式を取得することに成功した。

かかる取引手法は、法規制(証券取引法の公開買付け規制)の間隙を突く取引であるとの意味で、ライブドアがニッポン放送の支配株式を TosTNet-1 で取得したり、村上ファンドが阪神の支配株式を、株式交換により完全子会社となる会社の株式を取得することによって取得した手法と同じである。

<sup>2</sup> アドバンテッジパートナーズのHPによると、次の通り、買付予定株式総数の半数以下しか応募が集まらなかった(<http://www.advantagegroup.co.jp/news/newsrsls/06032901.html>)。

買付予定株式総数	50,996,669 株
応募株式の総数	21,814,229 株
買付株式の総数	21,814,229 株



た（甲 11：平成 18 年 4 月 14 日付カネボウ取締役会議事録）。これにより、抜け殻となったカネボウは継続企業としての前提を失い（甲 12：監査法人トーマツ作成に係るカネボウの監査報告書）、ファンド連合は、カネボウの事業から生み出される将来の収益を、少数株主を排除して独占することに成功した<sup>3</sup>。

本件営業譲渡の具体的な内容は、添付 4（本件営業譲渡の概要）に記載する通りである（添付図 1〔営業譲渡前の関係図〕,添付図 2〔営業譲渡後の関係図〕も参照）。

### 3 本件特別背任行為の実行―免責的債務引き受けの承認

さらに驚くべきことに、被告発人らは、同月 27 日開催の取締役会において、各受け皿会社がカネボウに対して負担する本件営業譲渡等の代金合計 451 億 7468 万 7000 円の支払債務を、5 月 1 日付ですべてトリニティ・インベストメントが免責的債務引受けすることを承認する決議をしてしまった（甲 13：平成 18 年 4 月 27 日付カネボウ取締役会議事録,添付図 3〔免責的債務引受け―本件犯罪行為後の関係図〕参照）。

なお、被告発人らは、この取締役会決議において、トリニティ・インベストメントが引き受けた営業譲渡代金債権の内金 425 億 26 百万円を、金銭消費貸借金に切り替えること（準消費貸借）及びその担保としてはトリニティ・インベストメントが保有するカネボウ株式のみとすることを決議した。

準消費貸借の条件をまとめると、以下の通りである。

金額：	425 億 4600 万円
期間：	平成 18 年 5 月 1 日から 3 年間
金利：	1.10%
担保：	トリニティ・インベストメントが保有するカネボウ株式

<sup>3</sup> カネボウは、現在、本件営業譲渡に反対して株式買取請求権を行使した少数株主に対し、1 株あたり 162 円という低廉な価格による買取りを申し出ており、これについては、現在、東京地方裁判所民事 8 部で株式買取価格決定申請事件（平成 18 年（ヒ）第 264 号）が係属中であるが、仮にこの民事事件が解決しても、カネボウには株式買取請求権を行使できなかった少数株主が多く取り残されている。

しかし、この時点において、主要事業を失った抜け殻会社であるカネボウは継続企業としての前提を欠いたため（甲 12）、本件営業譲渡等の対価が回収できなければ、カネボウ株式は、当然のことながら、無価値となる。したがって、カネボウ株式に担保としての価値はない。なぜなら、担保とは、主たる債権が回収できなくても、価値を失うものであってはならないからである。

他方、トリニティ・インベストメントは、純粋持株会社であって事業を行っていないから、何らの収益も有していない（カネボウが継続前提を欠いたため、トリニティ・インベストメントに配当できる状態になく、したがって、トリニティ・インベストメントには何らの収入もない）から、425 億 46 百万円もの金額の返済能力がないことは明らかである。

つまり、被告発人らは、まがりなりにも返済能力を有する受け皿会社に対する本件営業譲渡等代金債権を、みるべき担保もなしに、返済能力がないトリニティ・インベストメントに免責的債務引受けさせることを承認することにより、無価値化してしまったのである。

結局、主要 3 事業の売却代金 434 億円のうち 9 割に相当する 425 億 46 百万円は、本日現在、カネボウに支払われていない。

今後、カネボウとトリニティ・インベストメントが合併した場合には、カネボウが保有する貸付債権は混同により消滅する。そして、その後、空っぽの合併会社を計画倒産させれば、完全に、カネボウの富はファンド連合に移転することとなる。その間のコストをいかに安く抑え（本件営業譲渡代金をカネボウに払い込めば、一時資金が固定化するので、それだけファンドの利回りが悪くなる）、ファンド連合がイグジットするときのリターンを最大化するかが、被告発人らが目的としていることなのである。

しかるに、カネボウは、ファンド連合の 100%子会社ではないから、被告発人らは、ファンド連合だけでなく、少数株主も含めた全株主の共同の利益を確保するための忠実義務を負担している（会社法 355 条）。そこで、本件営業譲渡等代金債権

を無価値化する行為は、第三者（ファンド連合）の利益を図る目的で任務に背く行為（本件営業譲渡等代金の無価値化）をし、カネボウに 425 億 46 百万円もの財産上の損害を加えるという特別背任罪（旧商法 486 条 1 項、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 527 条）の構成要件に該当することが明らかである。

#### 4 結語

被告発人らの所為は、上場企業であったカネボウに投資し、99.7%減資という形で株主責任を果たした後も、カネボウが再建することを期待して株式を保有し続けた一般株主から、理由なくその正当な利益を窃取する経済事犯であって、断じて許されるものではない。

金融的な知識に長けた一部の人間が巧緻なスキームを利用して一般株主から搾り取るだけ搾り取っても何ら処罰されない、となったら、わが国の証券資本市場はいずれ信用を失い、騙されるほうが悪いという、単なる投機場に堕ちてしまうであろう。特に、今後、団塊の世代の退職により、大量の退職金マネーが流入することが予想されるわが国の証券資本市場において、本件のように、高齢者のなけなしの退職金が詐取されようとしている事態が繰り返されることは、二度とあってはならない。告発人らの中に、多く、退職金を故なく（自己責任＝自らの投資判断によってではなく）失おうとしている高齢の一般投資家が含まれていることを忘れてはならない。

告発人らは、決してスクイーズ・アウト法制自体が不当だと述べているわけではない。少数株主管理に煩わされずに再生会社の再建が行われるべきとの立法上の必要性があることは十分に理解している。しかし、他方で、株式を私的に「強制収用」される一般投資家の保護も図られなければ、バランスのとれた法制度とはいえない（神田秀樹「会社法 [第八版] 297 頁 [弘文堂・2006 年]）。大株主が、スクイーズ・アウト法制を悪用することによって、少数株主の利益を犠牲にして不正に富む

ことは、決して許されてはならないと主張しているのである（Cavalier Oil Corp., 564A.2d at 1145 [デラウェア州のキャバリア事件判決]）。

スクイーズ・アウト法制の悪用によって不正に富むための試みの総仕上げとも言うべきこの特別背任行為がどのように裁かれるかは、団塊の世代の退職によって多くの退職金マネーが流入することが予測されるわが国の証券資本市場が、「騙される方が悪い」とのジャングル市場となるか「健全な投資の場」として発展するかの試金石となるといっても、決して過言ではない。

以上の次第であるから、告発人らは、最早、被告発人らを厳重に刑事処罰する以外に、わが国証券資本市場の信頼を守る術はないと考え、本告発に至った次第である。

#### 第4 証拠資料

- 甲 1-1 カネボウ履歴事項全部証明書
- 甲 1-2 カネボウ第 89 期有価証券報告書抜粋 (5.役員の様態)
- 甲 2 カネボウ・トリニティ・ホールディングス履歴事項全部証明書
- 甲 3 カネボウホームプロダクツ履歴事項全部証明書
- 甲 4 カネボウ製薬履歴事項全部証明書
- 甲 5 カネボウフーズ履歴事項全部証明書
- 甲 6 ユニゾン・キャピタル履歴事項全部証明書
- 甲 7 トリニティ・インベストメント閉鎖事項全部証明書
- 甲 8 株式会社 MKS パートナーズ履歴事項全部証明書

- 甲 9 平成 18 年 4 月 14 日付プレスリリース
- 甲 10 平成 18 年 2 月 28 日付カネボウ取締役会議事録
- 甲 11 平成 18 年 4 月 14 日付カネボウ取締役会議事録
- 甲 12 監査法人トーマツ作成に係るカネボウの監査報告書
- 甲 13 平成 18 年 4 月 27 日付カネボウ取締役会議事録

## 第 5 添付資料

- |   |        |       |
|---|--------|-------|
| 1 | 証拠資料写し | 各 1 通 |
| 2 | 委任状    | 533 通 |